仙台市子どもの医療費の助成に関する条例(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

規定により提出します。

平成二十一年十二月三日

提出者

議員すげの直

福島

IJ

カュ

ず

え

子

花木則彰

ふなやま 由 美

IJ

IJ

高 見 のり子

IJ

成者

賛

議

員

嵯

峨

サ

ダ

子

野田議会議長

様

ど t \mathcal{O} 療 \mathcal{O} 助 成 す る

的

す る保 及 びの の例 家は 庭、 生 子 活ど O \$ 安に 定係 にる 寄 医 与 療 し費 ` Ø ₺ 一 つ部 てを 市助 民成 福す 祉る のこ 増と 進に をよ ŋ 図 る こ子 ど لح をも 目の 的健

条 定 義

次 に げ る を V う

康 (年年社

立 員 年 三 法 号 七年年 十八十

五四三 年 法

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$

- 2 保 康 監こ険保こ護の者険の地国私船健 で法条方家 の例公公学保保の 生昭に務務校険険条 るおか和お員員教法法例 もいら三い等共職へへに 十て共済員昭大お +五三」済組共和正い い保歳年子組合済十十て う護に法ど合法法四 達 律 も法 一、昭昭法法会 第 る百と昭和和律律保 は日九は和三二第第険 、の十、三十十七七各 二社十三八十十法 親属 す 뭉 会 保 る \smile 第除法律律 う度五各律第 者の条法第百 、末若の百二百 後日し規五十四 ま く定 で はに \mathcal{O} 第 ょ 間 十 る に九被 あ 条 扶 る の養 £ · 子 の 定 又 を には 11 よ国 う。 る民 被
- 3 に し条 て例出 いに のて を 行 見 人 そ \mathcal{O} \mathcal{O} で Ŀ ŧ

助 を受ける資格

- 第 その者 わすり らる医 ず子療 `ど費 次もの のが助 各市成 号内を のに受 い住け ず所る か有と にすが 該るで 当もき すのる ると者 者すは 護 者 で あ 0 て 護
- 2 者 者 双 三 条 で きない を 生活 保 い 規 護 ° 定 にの か監 か護 れを はる 助 成 を 受 け
- 者 $\overline{}$ 和 +五. + $\overline{}$ 六 項 \mathcal{O} 定 ょ る 保

律ののへ い、円規平中る平滑定成国 者成なに六残 十帰よ年留 九国り法邦 年の同律人 法促条第等 律進第三の 第及一十円 百び項号滑 二永のごな 十住支第帰 七帰援十国 号国給四の) 後付条促 附のを第進 則自受 一及 第立け項び 四のての永 条支い支住 第援る援帰 一に者給国 項関を付後 のす含をの 規るむ受自 。け立 定法 に律しての よの又い支 り一はる援 支部中者に 援を国 給改残同す 付正留条る をす邦第法 受る人三律 け法等項

(受給資格 \mathcal{O} 登 一録等)

- 第 を 四市 受条 はる医 `資 療 前格費 項にの のつ助 登い成 録てを を登受 し録け たをよ と受う きけと はなす 、ける 当れ保 該ば護 登な者 録らは をな 受いあ °S カ じ \Diamond 市 長 に 申 請 L そ \mathcal{O} 助 成
- る 長け け た 者 対 給 者 証 を 交 付 す

へ 医 \mathcal{O}

2

2 第 Ŧi. 示「は六へすいのよ 7 額る市条 る 附の医 加う療は医 給ちに 関 付 対 等当す象の が該る者助 あ医給の成 っ療付疾の た費へ病対 場の入又象 合額院はと はか時負す `ら食傷る そ当事に者 の該療つへ 額医養い以 を療費て下 加にを社「 算関除会対 しすく保象 たる 険 者 額 給 各) 付が法と をの行又い 控額わはう 除へれ国 し当た民 た該場健は 額疾合康 を病に保子 保又お険ど 護はけ法も 者負るのと に傷医規す 助に療定る 成っ費に

条 受

第 け医象第者 れ療者四証 ば機が条の な関社第提 ら等会二示 保項) いと険の 。い各規 う法定 。又に しはよ に国り お民受 い健給 て康者 医保証 療険の を法交 受に付 け基を よづ受 うくけ と病た す院者 ` る 以 と診 下 き療 は所 `又 受は 給薬 🖺 者局と 証へい を以う 提下。

療方

第 七~ とに うこ 医の と ょ 費法 に り の よ行助 りう成 助。は 成た をだ第 行し五 条 う こ市第 と長 _ がが項 で特の き別規 るの定 事に 由よ がり あ助 る成 とす 認る め額 たを と 保 き険 は医 `療 当 機 該 関 受 等 給に 者 支

(届出義務)

第

八

か 者 に は

長 第

に四

届条

け第

出一

な項

けの

れ規

ば定

なに

らよ

なり

い申

た

項

に

変

更

が

生.

た

き

は

そ

市

第 (受給者証のの旨を速やか 返還等 カュ そ

証 成 を の害市受 にる 返 資 還 格 な喪 け失 れし ばた なと らき なは V) , 。速 Þ に \mathcal{O} 旨 を 市 長 に け

第 現九条 受給者は、助成 出るとともに受給者証 は、その事実、当該策 は、その事実、当該策 は、その事実、当該策 は、その事実、当該策 そ第 療る の三費被 旨 者 の助の 並氏成届 び名の出 に及事 被び由 害住が の所第 状 又 三 況は者 を居の 直所行 ち (為 に氏に 市名よ 長又っ にはて 届住生 け所じ 出若た なしも けくの れはで ば居あ な所る らがと な明き

(損害 賠

第 お で 譲渡又は担保の が規定により算 の規定により算 の規定により算 市償 算関はの定し、調 を 返還さ し損受整た害給 せ額賠者 るの償若 全をし と部受く が若けは でした対 < と き るはき者 。 - は又 、は 部 をそ 支のれ 給価ら せ額の ずの者 限で 又度あ はにっ 既おた にい者 助てが ` 対 成 し第象 た五者 額条に の第係 全 二 る 部項疾

の禁止)

(助成額のならない -二 条 ° ~ \mathcal{O} 条 に る 医 費 \mathcal{O} 助 成 を 受 け る 利 は 譲 渡 又 は 担 保 に 供 T は

助成額 \mathcal{O} 返還)

とができる。とができる。とれてきる。 き は偽 ŋ そそ のの 者 他 か 不 ら正 当の 該 行 助為 成に をよ 受 0 け 7 た 額 $\overline{}$ のの 全条 部 例 又に はよ 一る 部医 を療 返費 還の さ助 せ成 る を こ受

第 定 四条 め る \mathcal{O} 条 例 に 定 \otimes る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 行 に 関 L 必 要 な 事 項 は 市 長 が

 \mathcal{O} 例 成 +年 +月 __ 日 カュ 5 施 行 す

た

め子 بلح 新 Ł たの に健理は則 条 康 例の由 を保 制持 定及 すび る そ 必の 要 家 が庭 あ生 る活 \mathcal{O} ۲ 安 れ 定 が に 寄 ۲ 与 し、 \mathcal{O} 条 例 ŧ 案 0 を て 提 市 出 民 す 褔 る 祉 理 \mathcal{O} 由 増 で 進 あ を る る